

仕 様 書

1. 委 託 名 令和8年度 長下施第24号
旧長浜地区汚水中継ポンプ場保守点検緊急異常対応業務
2. 業務場所 長浜市国友町 他
3. 履行期間 令和8年5月1日から令和9年4月30日まで
4. 業務内容 (対象施設)

西黒田南No. 1	汚水中継ポンプ場	常喜本庄No. 1	汚水中継ポンプ場
西黒田南No. 2	汚水中継ポンプ場	泉国友郷No. 2	汚水中継ポンプ場
西黒田南No. 3	汚水中継ポンプ場	泉国友郷No. 3	汚水中継ポンプ場
西黒田南No. 4	汚水中継ポンプ場	泉国友郷No. 4	汚水中継ポンプ場
西黒田南No. 5	汚水中継ポンプ場	泉国友郷No. 5	汚水中継ポンプ場
神 田 No. 1	汚水中継ポンプ場	泉国友郷No. 6	汚水中継ポンプ場
神 田 No. 2	汚水中継ポンプ場		
神 田 No. 3	汚水中継ポンプ場		
八 条	汚水中継ポンプ場		
保 田 町	汚水中継ポンプ場		
小 沢 町	汚水中継ポンプ場		
下 之 郷 町	汚水中継ポンプ場		
国 友 町	汚水中継ポンプ場		
加 田 町	汚水中継ポンプ場		
下 之 郷 第 2	汚水中継ポンプ場		
小 沢 第 2	汚水中継ポンプ場		

① 保守点検業務 (定期点検 年1回)

マンホールポンプ保守点検基準により点検する。マンホールポンプ内の除塵・除砂・スカム除去等含む。点検結果報告は、その都度、長浜市下水道事業部下水道施設課まで書類にて提出すること。

② 緊急異常対応業務

マンホールポンプの緊急対応については、24時間体制により施設の不具合が生じた場合等異常時の緊急対応を行うものとする。

なお、契約期間中は出動回数に関係なく緊急時の対応を行うものとする。但し、機器の消耗部品の費用等については別途扱いとする。

マンホールポンプ保守点検基準

点検頻度	点 検 内 容
定期点検 (1回/年)	<ol style="list-style-type: none"> ① ポンプ運転状況 <ul style="list-style-type: none"> ・異常音、振動、吐出量 ・電流値（ポンプを手動運転し、各計器類の指示値及び振動騒音等により運転状況を把握） ・絶縁抵抗の測定、導通測定 ・保護装置、レベルスイッチの点検等 ② 現場操作盤 <ul style="list-style-type: none"> ・外観（汚損、損傷）、発熱 ・計器指示値、表示灯の状況 ・球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ切れの有無 ・自動警報装置、漏電遮断器の作動テスト ③ 配管 <ul style="list-style-type: none"> ・漏水の有無、ジョイント部の接合状況 ④ マンホール内状況目視確認及び除塵・除砂・スカム除去 ⑤ 記録 他 <ul style="list-style-type: none"> ・運転データ（運転時間、電力量、運転時電流値）の記録作成 ⑥ 点検記録作成
随時点検	<ol style="list-style-type: none"> ① 臨時点検 ② 簡易な故障修理 ③ 点検設備等周辺の清掃 ④ マンホール内設備機器の高圧洗浄

中継ポンプ場保守点検業務等共通仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

本仕様書は、中継ポンプ場保守点検業務及び緊急対応業務に適用する。

第2条（業務目的）

本業務では、マンホールポンプ施設の設置目的及びその機能を充分発揮させるために常に監視し、維持管理の円滑化を図るために点検・整備を行うことを目的とする。

第3条（準拠する法令等）

業務の実施にあたり、本仕様書及び設計図書によるほか、下記の法令、規程等に準拠するものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (3) 下水道の管理の適正化について（昭和39年建設省都発第52号）
- (4) 下水道維持管理指針（2014年社団法人日本下水道協会）
- (5) 長浜市下水道条例（昭和18年条例第163号）
- (6) 長浜市下水道条例施行規則（平成18年規則第151号）
- (7) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（公益財団法人下水道新技術推進機構）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- (10) その他関係法令

第4条（損害賠償）

受注者は業務履行中、故意又は重大な過失により本市及び第三者に対して与えた損害については、受注者の責任において損害を賠償すること。

第5条（着手前に提出する書類）

受注者は業務に先立ち、発注者に次の書類を提出し、十分な協議を行い、効率的な作業に努めること。また、提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。

- ① 業務責任者届
- ② 着手届
- ③ 業務計画書
- ④ 工程表
- ⑤ その他従事に必要な資格等を証明するもの

第6条（業務日報）

契約期間中の点検・出勤は、業務日報を記入し提出すること。

第2章 業務内容

第7条（共通事項）

（1）現場体制

現場作業時は作業に必要な人員を配置し、次の項目を遵守すること。

- ① 選任した業務責任者を配置し適正な業務の進捗を図ること。
- ② 業務の履行は、技術及び経験を有する技術者を選任し行うこと。
- ③ 業務内容に応じて酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者が測定し記録すること。又、安全を確認した上でなければ、当該業務に従事させてはならない。
第2種酸素欠乏危険作業に関する特別教育を修了した者以上の者が作業すること。

（2）保安設備の設置及び現場管理

現場作業時の保安設備及び現場管理について、次の項目を遵守すること。

- ① 道路上の業務遂行に際しては、業務に起因する交通の危険を防ぎ、道路利用者の安全な道路の利用を確保すること。
- ② 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

（3）作業員の安全管理

現場作業に当っては常に細心の注意を払い、次の項目を遵守すること。

- ① 滞留する有毒ガス及び酸素欠乏等に対しては、関連法令に従い、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
酸素欠乏等の測定を行い、必要に応じて測定記録を提出すること。
- ② 下水道工作物及びガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
- ③ 業務に使用する機材は、常に点検し、良好な状態に保つこと。
- ④ 事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告すると共に、速やかに必要な措置を講ずること。

（4）作業周辺住民への対応

現場作業を行う場合は、作業周辺の住民生活に配慮し、保安員を適正に配置し、住民生活への影響を最小限にするよう努めると共に、次の項目を遵守すること。

- ① 住民等から要望等があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- ② 作業により影響が生じる恐れのある住民に対しては、作業前、作業後に連絡すること。
- ③ 現場作業員の行為については、受注者がその責任を負うものとする。

（5）業務記録写真

業務の履行状況、履行方法、進捗状況等が検査時又は完了時の資料とし充分把握できるよう撮影し業務履行前・履行中・履行後の作業順に整理編集すること。

- ① 写真は全てカラー写真とすること。
- ② 写真には、業務作業ごとに業務名・年月日・業務内容・受注者を記入した小黒板を入れて撮影すること。
- ③ 酸素欠乏・硫化水素等の計測機器の値については、業務状況写真と合わせ計測数値が確認出来る拡大の写真を添付すること。

(6) (従事に必要な資格等)

本業務に従事するに当たり、必要な資格は次のとおりとする。

1. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
2. 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育（作業員）
3. 低圧電気取扱業務特別教育修了者（作業員）
4. 電気工事士（作業員）
5. 小型移動式クレーン運転技能講習（5 t未満）修了者（作業員）
6. 玉掛け技能講習修了者（作業員）
7. その他業務に必要な資格等

第8条（緊急出動）

マンホールポンプ施設の故障・停電等の故障通報等があった場合は、直ちに当該マンホールポンプ施設へ緊急出動し、復旧に努めること。

- ① 故障通報等の受信後、1時間以内に現地到着すること。
- ② 汚水の溢水は、市民生活に重大な支障を生じるため、市民生活を守るよう最善を尽くすこと。
- ③ 故障内容を精査し、速やかに原因の究明及び復旧作業を行うこと。
- ④ 機器故障等で緊急対処が不可能である場合は、監督員にその旨を連絡すること。又、必要に応じて絶縁抵抗測定、電圧測定、水位計出力信号測定、電流測定、導通測定等を行うこと。

第9条（緊急引上げ等点検）

マンホールポンプ施設に故障等が生じたとき、監督員の指示により下記の作業を行うこと。ポンプ設備の不具合により、早急にポンプを引き上げて点検する必要がある場合は、次の項目により作業すること。

- ① 故障原因を確認後、設備が通常運転できるよう復旧作業を行うこと。引き上げ点検は各号機について行うものとし、水位検出器の洗浄整備及び槽内に異物がないことを確認すること。
- ② 汚水の溢水は、市民生活に重大な支障を生じるため、市民生活を守るよう最善を尽くすこと。故障内容を精査し、速やかに原因の究明及び復旧作業を行う。機器故障等で緊急対処が不可能である場合は、監督員にその旨を連絡すること。また、必要に応じて絶縁抵抗測定、電圧測定、水位計出力信号測定、電流測定、導通測定等を行うこと。
- ③ 作業完了後は、制御盤内の各機器及び各設定を通常に戻して施錠を行い、後片づけ及び清掃を行うこと。

第10条（定期点検）

監督員の指示する基場を下記により、点検作業をおこなうこと。ただし、マンホールポンプ施設に故障及び異常等が判明した場合は、直ちに書面にて報告すること。

- ① 業務計画書に従い、監督員と協議し工程表を作成し提出すること。
- ② 点検は各号機において、オイル点検（オイル不足の場合はオイル補充又は、オイル不良の場合は交換）、水位検出器の点検整備及び機器各部の異常の有無について行うこと。
異常を確認した場合は、監督員の指示により復旧作業を行うこと。
ガイドパイプ、止水弁、及び槽内配管のフランジボルト・ナット部を触診及び目視にて確認し、緩みを確認した場合は増し締めを行うこと。
- ③ 機器点検終了後、槽内に異物がないことを確認すること。
異物を確認した場合は、取り除くこと。
- ④ 業務に要する資材（用具、工具、一般汎用部品及びオイル、簡易な修理等）については受注者の負担とし、機器の取替に対応できる準備を常に行うこと。
- ⑤ 操作盤、遠隔監視システム、ポンプ等の諸元がわかるものを撮影し、提出すること。
- ⑥ 作業完了後は、後片づけ及び清掃を行うこと。
- ⑦ 報告書は、紙(A4)で提出し、別途CD-R等の記録媒体を添付すること。

第3章 その他

第11条（特に定めのない事項）

契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項でも、点検業務の実施上において必要な事項については、受注者の負担とする。また、協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処置すること。